

単位互換制度

単位互換制度とは、他大学の授業科目を履修し本学の単位として認定する制度です。本学では複数の大学等と単位互換協定を締結しています。

履修希望者は、本学の定める期日までに所定の手続きを行う必要があります。

講義は個々の大学等で行われるので、通学に要する時間なども考慮し、無理のない範囲で履修してください。

単位互換制度に基づき1年間に履修できる他大学授業科目の上限単位数は、それぞれの単位互換制度で定められている上限単位数の範囲内で、かつ合計16単位以内です。

なお、単位互換制度による他大学授業科目の申請受付時期は4月です。後期に開講される授業科目を希望する場合も、4月に申請受付となりますので注意してください。

大学コンソーシアム京都

「大学コンソーシアム京都単位互換履修生」制度の提供科目の詳細は、「大学コンソーシアム京都単位互換制度特設 Web サイト」を閲覧してください。

出願は学部2回生以上に限ります。履修可能な単位数は年間16単位以内です。

希望者は所定の出願書類を教務課⑤番窓口で受け取り、掲示により通知する期日までに提出してください。

大学で取りまとめて「大学コンソーシアム京都」へ一括提出するので、提出期限を厳守してください。（提出期限後は一切履修が認められません）

履修の許可は、科目開設大学において選考後、4月下旬～5月上旬に通知します。

なお、前期開講科目の場合、履修の許可決定までに数回の授業が行われるので出願者は仮受講しておくようにしてください。

京阪奈三教育大学

「京阪奈三教育大学単位互換」制度は、大阪教育大学及び奈良教育大学が提供する科目から希望するものを選択して履修することができます。

各大学から提供される科目の詳細は、教務課⑤番窓口で閲覧してください。

出願は学部2回生以上に限ります。履修可能な単位数は、年間8単位以内です。本学から受講できる人数は、1授業科目5名以内です。

希望者は教務課⑤番窓口で所定の出願書類を受け取り、掲示により通知する期日までに提出してください。

履修の許可は、科目開設大学において選考後、4月下旬～5月上旬に通知します。

なお、前期開講科目の場合、履修の許可決定までに数回の授業が行われるので出願者は仮受講しておくようにしてください。

京都工芸繊維大学

「京都工芸繊維大学との単位互換」制度は、京都工芸繊維大学が提供する科目から希望するものを選択して履修することができます。

提供科目の詳細は、教務課⑤番窓口の窓口で閲覧してください。

出願は学部2回生以上に限ります。履修可能な単位数は、年間8単位以内です。また、本学から受講できる人数は1授業科目5名以内です。

希望者は教務課⑤番窓口で所定の出願書類を受け取り、掲示により通知する期日までに提出してください。

履修の許可は、科目開設大学において選考後、4月下旬～5月上旬に通知します。

なお、前期開講科目の場合、履修の許可決定までに数回の授業が行われるので出願者は仮受講しておくようにしてください。

京 都 大 学

「京都大学との単位互換」制度は、京都大学が提供する科目を履修することができます。

提供科目の詳細は、教務課⑤番窓口の窓口で閲覧してください。

出願条件は、掲示により通知します。

希望者は教務課⑤番窓口で所定の出願書類を受け取り、掲示により通知する期日までに提出してください。

履修の許可は、科目開設大学において選考後、4月下旬～5月上旬に通知します。

なお、前期開講科目の場合、履修の許可決定までに数回の授業が行われるので出願者は仮受講しておくようにしてください。

単 位 認 定

以上の単位互換制度により修得した単位は原則として、

2019年度以降入学生は、本学の「共通教育科目・教養科目・その他」欄の単位として認定し、「共通教育科目・教養科目・その他」欄の最低修得単位に充当することができます。ただし、本学設置科目に読み替えて認定した単位を除きます。

2018年度入学生は、本学の「共通教育科目・教養科目・その他」欄の単位として認定し、「共通教育科目・教養科目・その他」又は「選択」欄の最低修得単位に充当することができます。ただし、本学設置科目に読み替えて認定した単位を除きます。